

議案第四十二号

港区防災対策基本条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区防災対策基本条例の一部を改正する条例

港区防災対策基本条例（平成二十三年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改める。

「第五節 災害時要援護者に対する施策」を「第五節 要配慮者に対する施策」に改める。

第十七条の見出し中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同条第一項中「援護を」を「配慮を」に、「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同条第二項中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の施行による災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部改正を踏まえ、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。